

個別の指導計画の作成・活用に係る講義・演習等を通して園内・校内におけるすべての園児・児童・生徒に対する支援体制を充実させるための実践的指導力の向上を図ることを目的として、標記の研修会が行われました。その研修の様子を紹介します。

講義1

「自立活動の基本的な考え方について」
講師：大分県教育庁特別支援教育課
指導主事 伊達 洋介氏

Q1 なぜ自立活動があるのですか？

A 障がいによって、日常生活や学習場面において様々なつまずきや困難が生じることから、個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となります。



参加者は、自立活動の意義や目的、留意点等について考えました。

※特別支援学校教育支援・学習指導要領解説 自立活動編(平成30年3月) 第3章より

Q2 すべての幼児児童生徒が自立活動をするのですか？

自立活動をする対象は、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室に通う子どもです。ただし、通常の学級にも特別支援が必要としている子どももいます。その場合、自立活動の観点をもって指導に当たることが望まれます。

学びの場	自立活動の指導の取扱い
特別支援学校	特別支援学校の教育課程において特別に設けられた領域であり、障がいのある幼児児童生徒の教育において、教育課程上重要な領域を指している。
特別支援学級	障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を促すため、特別支援学校の小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を導入し入れること。
通級指導教室	特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の取扱いを参考にし、異校での学習に活用される。指導を行うものとする。
通常の学級	障がいのある児童生徒などについては、個々の児童生徒の障がいの状態等に照らして自立活動の取扱いの工夫を指導計画の作成・活用等で行うものとする。(自立活動の内容を参考にして)

※特別支援学校教育支援・学習指導要領解説 自立活動編(平成30年3月) 第3章より

Q3 自立活動は、いつ指導するのですか？

A 自立活動は、教育課程の中に特設された自立活動(自立活動の時間)における指導と、各教科等の指導を通して適切に行うものとがあります。自立活動の指導は学校の教育活動全体を通して行うものであり、自立活動の時間における指導はその一部となります。



自立活動の指導は、各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っています。

講義2

「個別の指導計画の作成・活用について」
講師：竹田支援学校 個別の指導計画
推進教員 工藤 雅道氏

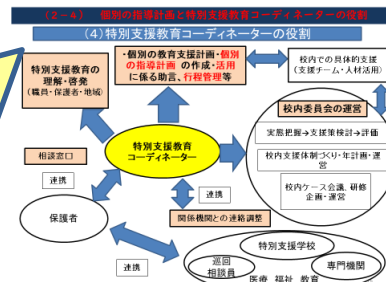
(0-4) 本講義の構成

本講義の主な構成

- これまでの成果と課題
- 個別の指導計画と特別支援教育コーディネーターの役割
- 通常の学級の個別の指導計画
～作成・活用について～
- 通級指導教室の個別の指導計画
～作成・活用について～

大きく分けて4つの柱について大切なことを確認しました。

特別支援教育コーディネーターの役割を理解しました。



個別の指導計画を活用し、組織的な支援体制をつくるのが大切です。

協議

「校内支援体制づくりについて」
アドバイザー：竹田支援学校 個別の指導計画
推進教員 工藤 雅道氏

グループ協議



2会場に分かれて校内支援体制づくりについて協議を行いました。学校規模の近い先生方と話し合う中で、様々な意見が出ていました。

全体共有&まとめ



最後は集合し、全体で意見を共有した後、工藤先生がまとめを行いました。参考になる事例が数多く紹介されていました。

参加者の感想より

(感想①) 協議の中で好事例や悩みが共有できてよかったです。今回学んだ個別の指導計画作成や自立活動についてを校内研修等でも活用していきたいです。

(感想②) 自立活動の内容を決める時のポイントがわかりました。また、職員の共通理解のために研修等で定期的に知るなど、他校の取り組みを知ることでできたので、取り入れていきたいです。